

---

プロジェクト 金融資産の減損に関する会計基準の開発

項目 第 182 回金融商品専門委員会で聞かれた意見

---

## 本資料の目的

1. 本資料は、第182回金融商品専門委員会（2022年6月13日開催）の資料(2)「信用リスクを見積る期間」の検討において聞かれた意見をまとめたものである。

## 聞かれた意見

### （全般的な意見）

2. 事務局の分析と提案に賛成する。
3. 住宅ローンの期限前償還は金融機関にとって重要なファクターであるため、一定の事務負担が掛かるとしても予想存続期間を見積る必要があると考えられる。そのため、事務局の分析と提案には賛成である。

### （実務への影響に対する調査が必要であるとの意見）

4. IFRS第9号の見積り期間の定めを取り入れるとしても、実務にどのような影響が出るのか把握しておくことが重要である。例えば、正常先の1年未満の引当額が減少する、又はステージ2に区分される債権は契約満期に近づくにつれて引当額が減少する、或いは債権を期日に回収し再度実行すると取組時点が更新されてステージ1になる等を含め、さまざまな影響が出るのが想定される。
5. 契約期間によって引当金の水準が変わるとなると、長期の貸付金について融資の実態は変えずに契約形態のみ短期間の契約をロールオーバーするようになるといったインセンティブが発生し、企業行動に影響を与える可能性があるのではないかと。また、信用悪化により全期間の引当が必要となることを理由として、長期の事業性融資を新規に貸出しにくくなるのではないかとといった観点も含め、IFRS第9号の定めを取り入れることによって不測の影響を生じさせないか、アウトリーチ等により確認するプロセスが必要であると考えられる。
6. 今回の信用リスクを見積る期間については、本論点を取り上げる理由として実務及び引当金額への影響の分析が必要との意見が聞かれていることが挙げられている

ため、この切り口からの分析が必要ではないか。

**(予想存続期間が1年未満の場合の取扱いに関する意見)**

7. 予想存続期間が1年未満の取扱いは慎重な検討が必要ではないか。銀行は1年未満のPDを計算しておらず、1年のPDを準用している状況である。銀行の決算モニタリングは年1回であること、格付遷移マトリクスも1年単位で作成していること、また、融資の慣行として短期の貸出金は更新を前提としていることを踏まえると、1年をフロアとする日本基準の取扱いは基本的には実務に整合しており、これを変えると大きな負担になる可能性がある。
8. 1年未満の取扱いについて、日本の銀行の実務では契約期間が1か月又は3か月の短期貸出をロールオーバーし、ある程度長期にわたって融資を行う実態があり、貸出金の中で相応に多くのポジションを占めている。そのため、1か月や3か月といった契約上の期間で引当てるのが日本の実態を適切に反映するのかどうか、また、引当水準が現行の日本基準から大幅に減少する可能性について、もう少し分析してコンセンサンスを得る必要があるのではないか。
9. 原則として契約期間としつつ、予想存続期間が1年未満の場合には見積期間として1年を使用できるといったオプションを導入することも検討すべきである。

**(その他の意見)**

10. ステップ2は銀行等金融機関を念頭に置いているが、IFRS基準を任意適用している一般事業会社の金融子会社に適用する可能性もあるため、これらの企業によるモデル選択、関連データの収集及び当該データのモデル実装と結果の検証に至る負担も考慮する必要がある。先の議論ではあるが、例えば、会計基準の公表から強制適用開始までの期間に配慮することが考えられる。

以 上